

議案第40号

さいたま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教育職員の給与等に関する条例（平成13年さいたま市条例第110号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与等の支給）</p> <p>第3条 教育職員の給与等の支給に関しては、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号。以下「埼玉県給与条例」という。）、学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年埼玉県条例第30号）、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号。第21条を除く。）及び職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）の例による。ただし、地域手当及び住居手当の支給についてはさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の例によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～8 [略]</p> <p><u>（昇給の特例）</u></p> <p>9 第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成2</p>	<p>（給与等の支給）</p> <p>第3条 教育職員の給与等の支給に関しては、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号。以下「埼玉県給与条例」という。）、学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年埼玉県条例第30号）、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号。第21条を除く。）及び職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）の例による。ただし、<u>地域手当及び住居手当の支給についてはさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の例によるものとし、初任給の基準については教育委員会規則で定めるものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～8 [略]</p>

4年度及び平成25年度において教育職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、2号給とすること(55歳を超える教育職員については昇給しないこと)を標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

10 第3条第1項本文及び前項の規定にかかわらず、平成24年度及び平成25年度において育児休業中の教育職員及びその他教育委員会が定める教育職員の昇給の取扱いは、他の教育職員との権衡を失しない範囲で別に定める。

附 則

この条例中附則第9項及び第10項の改正は平成24年4月1日から、第3条の改正は平成25年4月1日から施行する。